

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である同市鹿島区榎原地区に別荘を所有する申立人らについて、原発事故前は休日に必ず別荘を訪れ、植樹したり畑を作ったりしており、別荘で休日を過ごすことが生活の一部と評価できること等を踏まえ、同地区の住民に準ずるものとして、平成24年9月分から平成27年3月分まで、月額3万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、別紙記載の損害項目に対する和解金として、申立人らに対し、合計金186万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月19日

（仲介委員 町田行功）

平成〇〇年（東）第〇号 申立人X 1 外 1 名

和解契約書別紙

損害項目	和解金額	算定根拠等	備考
精神的損害	¥930,000	申立人X 1 氏分 期間 平成 24 年 9 月～平成 27 年 3 月（31 ヶ月） 算定根拠 100,000 円×31 ヶ月×0.3=930,000 円	
	¥930,000	申立人X 2 氏分 期間 平成 24 年 9 月～平成 27 年 3 月（31 ヶ月） 算定根拠 100,000 円×31 ヶ月×0.3=930,000 円	
総合計	¥1,860,000		